

平成30年度島根県障がい者施策審議会 主な意見

●委員

事務局から障害福祉サービスの実績が報告されたが、精神障がいの当事者からは、福祉サービスは足りていないのではないかという意見がある。例えば訪問介護では、週に1回ぐらいの訪問を希望しているが、月1回ぐらいのことになっている。また、退院後に作業所への通所を申し込んだが、入院していたことを理由に断られたケースもあった。思うような福祉サービスというものはまだ実現していないのではないか。

○事務局

県では、精神障がいの自立に向けた取組として、精神障がい者の方を対象にした地域包括ケアシステムを構築していこうという方向性を第5期障がい福祉計画の中で示しています。その土台づくりのためには、精神障がいについての周囲の理解というのが一番必要と思います。保健所で関係機関の連携体制を作る等の取組をしていますが、個々のケースに関する御意見も踏まえて、一層の取組につなげていければと考えています。

●委員

圏域別の一般就労のデータの中で、大田圏域は高い実績を挙げているが、具体的な要因は何か。

○事務局

大田圏域の就労移行支援事業所の利用者数の実績が目標を上回ったことについては、一般就労に向かうことができる障がい者が多かったということ、一般就労への移行支援の連携がうまくいったことが主な要因と考えていますが、近年の実績の変動が大きいので、圏域の実態を確認したいと思います。

●委員

入院中の精神障がいの地域移行の達成率が低いということだが、現実に病院の中で対象となる方がおられないわけではないと思うので、今後の働きかけや方針を聞きたい。

○事務局

県全体の地域移行者数は、全国では上位に入っていますが、県内で地域差があるということも認識しています。今年度からスタートした第5期障がい福祉計画の中では、精神障がい者に対応した地域包括ケアの推進を盛り込んでいます。現在、一つの地域で先駆的な取組を始めることとしていて、その事例を参考にして進める形を取っていきたいと考えています。

●委員

資料2で、支援を必要としていることが分かりにくい方への支援に関する啓発のあり方ということで、ヘルプマークの話があった。ちょうど今朝のテレビで取り上げられたり、身近にもヘルプマークが必要な人がいる。島根県でも是非ヘルプマークを普及していただけたらと思う。

○事務局

県ではヘルプマークを平成29年12月から交付していますが、ヘルプマークの存在や趣旨・意義をご存じない方が多くいると考えています。今後もテレビCMを放映するなど、ヘルプマークの普及に向けた広報を更に実施していきたいと考えています。

●委員

地域生活拠点事業の達成率が0%となっていたが、今後の見通しを聞きたい。

○事務局

市町村における地域生活支援拠点の平成29年度の整備実績はありませんでした。県の第5期障がい福祉計画の中では、平成32年度末までに県内17箇所に地域生活支援拠点を整備する目標を掲げているので、県は国と協力して先進地の事例紹介を行うなど、市町村の拠点整備を支援していきたいと考えています。

●委員

手帳所持者のうち、65歳以上の方が8割近くを占めていて、子どもの割合が非常に少ない。最近ある事業所から聞いたところ、障害福祉サービスを新規で希望する子どもがなかなか利用できないとのことだった。子どもに対するサービスを充実させていくことが、家族の支援につながり、虐待の防止にも役立つと思う。

○事務局

県では昨年度新たに障がい児福祉計画を策定したほか、医療的ケア児の支援については連絡協議会を立ち上げ、どのような支援が必要か議論する予定としています。また、子育て支援、母子保健、社会的養護等、いろいろな視点から子どもに目を向ける施策を考えているので、皆様の御意見をいただきながら進めていきたいと思います。

●委員

県の計画では、地域生活への移行や一般就労のことが謳われているが、現在の障がい福祉施設にとっては、障がい者の高齢化・重度化への対応が大きな問題。重度の障がい者は地域での受け皿づくりや医療面のリスクを考慮すると、地域生活への移行が難しいケースが多い。また、医療的ケアが必要な在宅の方の支援をしたいという気持ちもあるが、施設利用者だけで手一杯という現実がある。

●委員

障がい者施設にとっては、病院との関わりがこれからの課題になる。例えば施設の中で看取りをするのは人員の面からも大変。透析のために遠くの病院まで通う人も多い。仮に小さな拠点で病院と施設がうまく連携することができれば、モデルケースになるのではと思っている。

また、災害時の対策も大きな問題。在宅の重い障がいのある人が洪水の時に避難しようとして

も支援の体制が確立していない。また、透析や酸素吸入が必要な方のために、施設等に自家発電装置を整備しなければならない。

●委員

県内の医療提供体制は人材不足の一方、障がいのある人の医療依存度はますます高くなっている。そこで必要になってくるのが療養介護施設だと思っているが、ここもやはり人材不足という課題を抱えている。

また最近では、在宅の障がい者の方をうまく療養介護につなげることができず、宙に浮くケースが増えているので、市町村への啓発が必要と感じている。

さらに、在宅の方に医療的ケアを安定的に提供するためには、かかりつけ医を確保して施設がうまく連携していけるようにすることが重要だと思っている。これには医療人材の提供体制も含め、県のバックアップが是非必要と思っている。

●委員

資料6 ページに、障がい者の放課後デイサービスの新規参入が増えているので、県は事業者への指導助言を行っていくと書いてある。実際に働いておられる指導員の方々に聞くと、日々の困りごとをたくさん話される。発達障がいの子ども、支援の必要な子どもも増えているし、見えにくい障がいに対してどう対応するかという課題もある。人材育成を図るための支援を県にお願いしたい。

○事務局

放課後等デイサービスについては、県は3年に1度事業所に実地指導に行き、指導を行ったり相談を受けたりしています。また、発達障がいの方への対応としては、発達障がい者支援センターが研修を開催していますので、事業所の方にも受講していただくよう声かけをしていく予定です。また文科省・厚労省からは、事業所と学校との連携体制構築に関する通知が出ているので、県としても実地指導や研修の場を通じて事業所への助言等を行っていきたいと考えています。